

平 戸 市 監 査 公 表 第 141-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和元年 8 月 20 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

文化観光商工部観光課

第 3 監査の期間

平成 31 年 4 月 22 日（月）、23 日（火）、24 日（水）

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：観光課】

| 区分 | 内 容 | 措置状況 |
|------|--|---|
| 指導事項 | <p>1. 契約事務について</p> <p>予定価格が、契約規則第 23 条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合には、予定価格調書を作成することとなっているが、作成していない事例が見られたので、関係例規に基づき適正な事務執行に努められたい。</p> | <p>監査指摘を受け、令和元年度からの随意契約において、平戸市契約規則第 25 条の規定に基づき予定価格調書の作成を行っており、適正な事務処理改善を図っています。</p> |
| 意見 | <p>1. 財産管理について</p> <p>財産台帳には、新旧の調書が混在しており、現況の把握が困難な施設が見られたので、再度確認を行い整理しておく必要がある。また、川内峠や京崎公園において、未登記の用地が残っていた。これらは、原野の一部を購入している事案で分筆作業が必要であったことから、未登記となっているものと推察されるが、早期解消に努められたい。</p> | <p>財産台帳の新旧調書の整理及び未登記用地となっている土地の分筆作業手続きを行い、適切な事務処理改善に努めます。</p> |
| 意見 | <p>2. 施設の管理について</p> <p>半元キャンプ場については、施設の管理と使用料の徴収も併せて業務委託を行っている。領収書について利用者から不要との申し出があった場合、領収書を作成していない事例が見られたので、領収書については、全て連番を付し作成するようにすべきである。</p> | <p>今夏開設予定の半元キャンプ場の施設管理における施設使用料については、使用料の徴収に併せ連番を付した領収書の発行と台帳を作成する予定としています。</p> <p>なお、使用料の徴収については、施設管理を行う徴収受託者へ委託しているため、徴収方法の指導も含め、公金管理の徹底に努めていきます。</p> |
| 意見 | <p>3. 平戸城トイレ改修工事の入札執行について</p> | |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>本工事の入札執行にあたっては、1回目の入札には6社を指名したものの、5社が辞退したため入札を中止している。2回目の入札では業者替えて6社を指名、うち1社が指名辞退し5社で入札するも予定価格を超過、2度目の入札ではうち1社が辞退、4社で入札するも予定価格超過で不落となった。その後の随意契約のため3社から見積書を聴取したが、それでも予定価格超過のため不落となった。これらのことから、設計にあたって、工事箇所や内容等が実態を考慮した設計となっていたのか検証されたい。</p> <p>次に、設計変更による予定価格を引き上げ、6社を指名したが、4社が指名辞退で2社での入札となり、うち1社が落札し契約を結んだ。この6社は1回目の指名業者と同一であり、指名辞退した4社も同じであった。再入札時の業者氏名にあたっては、前回の執行状況等を考慮すべきものと思われる。</p> | <p>①当初の設計額（予定価格）と最終的な落札額を比較した時、僅差となっていることもあり、結果的には内容等を考慮した設計額であったと考えています。</p> <p>しかしながら、今後の小規模工事や特殊工事については、見積書を徴取し精査した上で設計額（予定価格）に反映するよう努めてまいります。</p> <p>②今後における再入札時の指名にあたっては、指名替えによる業者の内、失格とならなかった業者を指名業者として加えるなど見直しを検討してまいります。</p> |
| 意見 | <p>4. 市内周遊定期観光バス事業について</p> <p>本事業は、年度により周遊コース、利用料金、運行日数に違いがあり、年度別の利用状況を単純に比較することはできないが、平成25年度から平成27年度までの平均乗車人数は約4人であり、平成28年度から平成30年度まで事業内容は下記の表のとおりである。</p> <p>事業費（委託料）を乗車人数で除した、1人当たりの委託料は、平成28年度は9,058円、平成29年度は4,987円、平成30年度は3,923円となって</p> | <p>市内周遊定期観光バスについては、平成21年度から実施したものの、乗車人数実績や費用対効果等の観点から、平成27年度に民間での事業実施に見直しを図ったところでありました。</p> <p>しかしながら、平成28年度には、熊本地震の影響による観光客減少等もあり、国の地方創生加速化交付金を活用した誘客対策を図りました。また、平成29年度からは、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産が世</p> |

いる。
また、乗車人数が少ない理由としては、周遊バスでの拘束時間と観光客の旅行時間がかみ合わないなどの理由が考えられるが、再度観光客のニーズを調査するなどして本事業の経済性、有効性を検討されたい。

| 年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 乗車人数 | 584 | 401 | 1,198 |
| 平均乗車人数 | 5.8 | 7.5 | 6.6 |
| 運行回数 | 100 | 53 | 180 |
| 周遊コース | 2 | 1 | 1 |
| 事業費(千円) | 5,290 | 2,000 | 4,700 |

界遺産登録の可能性が生じていたこと、平成30年度においては世界遺産登録決定に伴う誘客対策を実施しました。今年度においては、世界遺産登録後におけるアフターフォローとして事業実施はするものの、次年度以降においては、民間事業者による運行見直しの検討を行うこととしているものです。